

門真市主要生活道路建物調査業務委託（その 7）仕様書

第 1 条 総則

- 1 受注者は、本仕様書に定めるもののほか、発注者の指示に基づいて誠実に業務を行わなければならない。
- 2 受注者は、本業務の目的、内容及び本業務の実施にあたり知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 3 業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても原則として、受注者の負担とする。
- 4 本業務の実施にあたっては、調査に先立って業務工程表を提出し、発注者の承認を得るものとする。

第 2 条 業務の概要

- | | |
|---------|--------------------------|
| 1 調査の場所 | 門真市堂山町 106 番地 1 |
| 2 調査数量 | 設計書のとおり |
| 3 調査期間 | 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで |
| 4 支払方法 | 完了払い |

第 3 条 業務の内容

- 1 建物の調査及び算定業務
- 2 その他必要と認める業務

第 4 条 算定方式

推定再建築費の算定は、「用地等標準仕様書」（近畿地区用地対策連絡協議会準用）及び「補償標準単価表」（近畿地区用地対策連絡協議会準用）により行う。

第 5 条 作業方法

- 1 現地立ち入り
現地に立ち入る場合は、発注者の指示に従い、地元住民又は関係者

の迷惑にならないように十分配慮しなければならない。

また、作業車の駐車等については、他の交通の支障とならないよう十分注意しなければならない。

2 身分証明書の携帯

現地で作業する者は、身分証明書を携帯するものとする。

第6条 成果品

- 1 成果品は原則として下記のとおりとするが、不要な成果品については、発注者との協議によって省けるものとする。

業 務 区 分	成 果 品 の 名 称
木造建物の調査	(1) 建物積算集計表 (2) 直接工事費集計表及び明細書 (3) 数量計算書 (4) 数量計算書に係る算定図 (5) 建具表 (6) 仕上表 (7) 解体費明細書 (8) 配置図 (9) 求積図 (10) 平面図、立面図、断面図 (11) 建具位置図 (12) 設備図 (13) 現況写真
建物補償額の算定	損失補償金算定調書、地上物件補償調書
附帯工作物に関する算定	損失補償金算定調書、地上物件補償調書
動産移転料に関する算定	動産移転料明細書
借家人補償額の算定	損失補償金算定調書
残地移転要件の検討	移転想定配置図、検討概要書
移転雑費に関する算定	(1) 移転雑費明細書

	(2) 各項目の明細書
--	-------------

- 2 成果品は、原則として一物件毎に作成するものとする。サイズはA4版とし、表紙をつけるものとする。提出部数は、正本1部、副本1部とする。
- 3 成果品の提出期限は、現地調査に立ち入った日より3か月以内とし、完成したものから順に速やかに提出しなければならない。

第7条 疑義

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第8条 検査等の協力

本業務は、住宅市街地総合整備事業の国庫補助対象であり、会計検査等の検査に協力しなければならない。

第9条 その他

- 1 個人情報の取り扱いにあたっては、別添の門真市個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- 2 本業務を適正かつ円滑に推進するため、担当職員と綿密な連携をとり、不明な点はその都度十分協議すること。